

改正後					現 行				
3 支給対象費目、支給対象者及び支給上限額					3 支給対象費目、支給対象者及び支給上限額				
費目	要	準	内 容	上限額（年額）	費目	要	準	内 容	上限額（年額）
学用品費	○		児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（鉛筆、ノート、絵の具、学習用紙等）の購入に係る経費。部活動、自主的な学習において使用する物品は対象外とする。	小学校 11,880 円 中学校 22,730 円	学用品費	○		児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（鉛筆、ノート、絵の具、学習用紙等）の購入に係る経費。部活動、自主的な学習において使用する物品は対象外とする。	小学校 11,880 円 中学校 22,730 円
通学用品費	○		児童生徒が通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、雨具、上履き、帽子、制服等）の購入に係る経費。 第1学年の児童生徒で新入学用品費が支給される者には支給しない。	小・中学校 2,270 円	通学用品費	○		児童生徒が通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、雨具、上履き、帽子、制服等）の購入に係る経費。 第1学年の児童生徒で新入学用品費が支給される者には支給しない。	小・中学校 2,270 円
新入学児童生徒学用品費	○		新たに入学する児童生徒が、入学にあたって通常必要とする学用品及び通学用品の購入に係る経費。 入学前又は4月末日現在認定している新入学児童生徒に支給する。	小学校 57,080 円 中学校 63,000 円	新入学児童生徒学用品費	○		新たに入学する児童生徒が、入学にあたって通常必要とする学用品及び通学用品の購入に係る経費。 入学前又は4月末日現在認定している新入学児童生徒に支給する。	小学校 54,080 円 中学校 63,000 円
修学旅行費	○	○	児童生徒が参加する修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、旅費負担費、保険料等	小学校 22,880 円 中学校 60,910 円	修学旅行費	○	○	児童生徒が参加する修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、旅費負担費、保険料等	小学校 22,880 円 中学校 60,910 円
校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	○		児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴わない校外活動に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費及び見学科	小学校 1,600 円 中学校 2,310 円	校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	○		児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴わない校外活動に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費及び見学科	小学校 1,600 円 中学校 2,310 円
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	○		児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴う校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費及び見学科	小学校 3,690 円 中学校 6,210 円	校外活動費 （宿泊を伴うもの）	○		児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴う校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費及び見学科	小学校 3,690 円 中学校 6,210 円
卒業アルバム代等	○		小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	小学校 11,000 円 中学校 8,800 円	卒業アルバム代等	○		小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	小学校 11,000 円 中学校 8,800 円
オンライン学習通信費	○	○	ICTを通じた教育が、校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）	小・中学校 14,000 円	オンライン学習通信費	○	○	ICTを通じた教育が、校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）	小・中学校 14,000 円
学校給食費	○		学校給食の実施のために保護者から徴収する学校給食費。ただし、給食を停止した場合や休校等により給食費が返付される場合の学校給食費は支給対象外とする。	小学校 257 円×食数 中学校 321 円×食数	学校給食費	○		学校給食の実施のために保護者から徴収する学校給食費。ただし、給食を停止した場合や休校等により給食費が返付される場合の学校給食費は支給対象外とする。	小学校 257 円×食数 中学校 321 円×食数
医療費	○		学校保健安全法施行令第8条で定められた病気の治療費のうち、本人負担分 (1) トラホーム及び結膜炎 (2) 白せん、かいせん及び顔面疹 (3) 中耳炎 (4) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド (5) う歯 (6) 寄生虫病（虫卵検査を含む。）	小・中学校 実費	医療費	○		学校保健安全法施行令第8条で定められた病気の治療費のうち、本人負担分 (1) トラホーム及び結膜炎 (2) 白せん、かいせん及び顔面疹 (3) 中耳炎 (4) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド (5) う歯 (6) 寄生虫病（虫卵検査を含む。）	小・中学校 実費

5 支給手続き

(4) 支給事務の流れ

ア 学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費

教育委員会は、学用品費・通学用品費について、支給上限額を年3回に分けて支給する。中途認定者及び年度の中途において転出、認定取消し又は認定を辞退した者については、認定日又は事由が発生した日が属する月に応じて月割り計算された支給上限額を支給する。

新入学児童生徒学用品費については、入学前又は当該年度の4月末日現在認定している新入学児童生徒について支給上限額を支給し、中途認定された者については支給対象外とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

5 支給手続き

(4) 支給事務の流れ

ア 学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費

保護者は、学用品、通学用品、新入学学用品を購入した際の領収書又はその写しを、校長は、保護者からの徴収金により学校で購入した学用品の一覧を提出する。

教育委員会は、領収書又はその写し及び学用品の一覧（以下「領収書等」という。）により支給する額を決定する。この場合において、領収書等の合計額が支給上限額を超える場合は、支給上限額を支給し、領収書等の合計額が支給上限額に満たない場合は、合計額を支給する。

学用品費、通学用品費は、中途認定者については、認定日以降に購入した物品に係る経費を対象とする。また、年度の中途において転出、認定取消又は認定を辞退した者については、転出日、認定取消又は辞退することとなった事由が発生した日までに購入した物品に係る経費を対象とする。

新入学児童生徒学用品費については、入学前又は当該年度の4月末日現在認定している新入学児童生徒について _____
支給し、中途認定された者については支給対象外とする。また、ひとり親世帯給付金により補助を受けて購入した物品は支給対象としない。